

VII 資 料

1 自治公民館規約（例）

〇〇自治公民館規約

（名称）

第1条 私たちの公民館は、〇〇自治公民館（以下本館という）と称し、事務所を〇〇町〇〇番地、〇〇自治公民館内に置く。

（目的）

第2条 本館は、地区住民及び世帯相互の親睦を深めるとともに、生活の向上を図り、より良い家庭や地域づくり、住民の自治意識の高揚を目指し、地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本館は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教養・文化・生活を高める事業
- 2 生活の安全を図る事業
- 3 環境の浄化整備に関する事業
- 4 社会教育関係団体（民主団体）の育成に関する事業
- 5 青少年の健全育成、非行防止に関する事業
- 6 各種機関・団体との連絡提携に関する事業
- 7 レクリエーションに関する事業
- 8 新生活運動の推進に関する事業
- 9 明るく正しい選挙運動の推進に関する事業
- 10 その他目的達成に必要な事業

（構成）

第4条 本館の構成は、地区内居住の世帯をもって構成し、加入脱退は、本館地区に転入・転出の期日とする。

（役員）

第5条 本館に次の役員を置き、任期を〇年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

館長	1名	副館長	2名（男女各1名）	主事	1名
書記	1名	会計	1名		
部長	〇名	副部長	〇名	班長	〇名
監事	2名	顧問	若干名		

（役員の任務）

第6条 本館の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 館長は、本館を代表し、本館の業務を総括する。
- 2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 主事は、館長の命を受け、本館業務の企画推進及び庶務に当たる。
- 4 書記・会計は、館長の指示により、書記及び会計事務に当たる。
- 5 部長は、当該事業の企画立案及び決定事項の推進に当たる。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務を代行する。
- 7 班長は、班世帯を代表し、本館業務の推進に当たる。
- 8 監事は、本館の会計事務を年1回以上監査し、総会においてその結果を報告する。

9 顧問は、館長の相談に応ずる。

(役員の選出)

第7条 本館の役員の選出は次のとおりとする。

- 1 館長、副館長、監事は、総会において選出する。
- 2 主事、書記、会計、部長は、運営委員会の承認を得て館長が任命する。
- 3 副部長は、部長の推薦により館長が任命する。
- 4 班長は、各班世帯全員で選出する。
- 5 顧問は、運営委員会の承認を得て館長が委嘱する。

(専門部の設置)

第8条 本館の事業を円滑に推進するために次の専門部を置く。

- 1 総務部
 - (1) 公民館の管理運営に関すること。
 - (2) 規約・規則等に関すること。
 - (3) 事業の計画・予算の編成に関すること。
 - (4) 各部や民主団体の連絡調整に関すること。
 - (5) その他各部に属さないこと。
- 2 文化教養部
 - (1) 各種講座等の開設に関すること。
 - (2) 芸術文化活動に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 3 保健体育部
 - (1) 体育・レクリエーションに関すること。
 - (2) 保健・衛生に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 4 産業生活部
 - (1) 農業、林業、漁業、商工業などの経営研修に関すること。
 - (2) 生活改善、新生活運動に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 5 広報部
 - (1) 公民館報の発行等に関すること。
 - (2) 各種の情報提供に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 6 安全部
 - (1) 交通安全に関すること。
 - (2) 火災、風水害、盗難等の予防及び対策に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 7 育成部
 - (1) 青少年の健全育成に関すること。
 - (2) 子どもの遊び場の設置、整備に関すること。
 - (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
 - (4) その他必要なこと。

(会議)

第9条 本館の会議は、総会、運営委員会、役員会、部長会、部会、班長会、班会とし、いずれの会議も、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決できる。

- 1 総会は、運営委員会及び各班長をもって構成し、館長が年1回以上招集し、次の事項

について審議決定する。

ア 規約の制定、改廃

イ 前年度の事業及び決算の承認

ウ 役員（館長、副館長、監事）の選出

エ 当該年度の事業計画及び予算の承認

オ その他の重要事項

- 2 運営委員会は、役員、専門部長、年齢層別代表、民主団体代表、学識経験者などをもって構成し、総会に次ぐ決議機関として、館長が毎月招集し、次の事項を審議決定するとともに、本館事業の計画、調整、推進に当たる。

ア 規約に基づく規則などの制定

イ 本館の運営及び事業に関する調査研究

ウ 主事、書記、会計、部長の任命及び顧問委嘱の承認

エ その他管理・運営上の重要事項

- 3 役員会は、正副館長、主事、書記、会計で構成し、館長が随時招集するとともに、本館運営活動の企画に当たり、決定事項の推進に当たる。

- 4 部長会は、館長が招集し、各部の連絡調整等に当たる。

- 5 部会は、部長が招集し、各部活動の企画に当たり、決定事項については、運営委員会の承認を得て、その推進に当たる。

- 6 班長会は、館長が招集し、各班活動等について協議し、その推進に当たる。

- 7 班会は、班長が招集し、各班の運営活動等について協議し、その推進に当たる。

（実行委員会）

第10条 本館の特別な事業を実施する場合は、実行委員会を組織して、その業務に当たることができる。

※（例）記念事業、建設事業など

（委嘱及び任期）

第11条 前条の実行委員会の委員は、館長が委嘱し、任期はその事業の終了までとする。

（規則等の制定）

第12条 本館の規約に定めてあるものの外、運営に必要な規則等は、運営委員会において制定又は改廃できる。

※（例）運営規則、使用規定、表彰規定、慶弔規定、旅費規程など

（経費）

第13条 本館の経費は、館費、収益金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

（会計）

第14条 本館の会計は、一般会計とする。但し、特別に事業を行う場合は、特別会計を置くことができる。

（諸帳簿）

第15条 本館に次の帳簿を備え、必要によって公開しなければならない。

- 1 公民館沿革史
- 2 議事録
- 3 公文書綴
- 4 事業計画及び予算書
- 5 金銭出納簿及び科目別整理簿
- 6 領収書等証拠書類綴
- 7 館員及び役員名簿
- 8 備品台帳

- 9 公民館日誌
- 10 写真記録帳
- 11 公民館使用許可願綴及び使用記録簿
- 12 その他必要な帳簿

(会計年度)

第16条 本館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

2 自治公民館の使用規定（例）

〇〇自治公民館使用規定

第1条 本規定は、〇〇自治公民館の使用に関して規定する。

第2条 本規定でいう部内の者とは、〇〇自治公民館の管轄区域内の区民を、また部外者とはそれ以外の者をいう。

第3条 公民館を使用する場合は、あらかじめ館長に届け出て許可を受けなければならない。

第4条 公民館を使用する者は、火災予防、器物の保全に注意し、施設あるいは器物に損傷を与えた場合は、全額を弁償するものとする。

第5条 公民館の使用後は、後片づけ、清掃を確実に実施して、館長に届け出て、その確認を受けてから退去する。

第6条 公民館の使用時間は、通常午前8時から午後10時までとし、それ以外の時間に及ぶ場合は、館長の許可を受けるものとする。

第7条 部外者が社会活動のため使用する場合は、次の基準により使用料を徴収する。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 午前8時から正午まで | 円 |
| 2 正午から午後6時まで | 円 |
| 3 午後6時から午後10時まで | 円 |
| 4 午前8時から午後10時まで | 円 |

第8条 営利を目的とする集会（映画、芝居、寄席など）の場合は、第7条に定める料金の1.5倍以上の料金とする。但し、そろばん、習字、音楽、塾などの使用料金は、第7条に定める料金を適用する。

第9条 公民館の燃料等を使用した場合は、実費を支弁するものとする。

第10条 県、市又は自治会等が使用する場合は、前条までに規定する義務を免除することができる。

第11条 使用料金を支払う場合は、所定の支払証明書に料金を添え、使用前に公民館会計又は管理人に支払うものとする。

第12条 本規定を改正するときは、公民館運営委員会の議決によるものとする。

附 則

本規定は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

3 宮崎県公民館連合会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、宮崎県公民館連合会（以下「本会」という）と称する。
第2条 本会の事務所を会長の定めるところにおく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、県内公立公民館ならびに自治公民館の相互提携を強め、社会教育推進のための諸問題を研究し、公民館活動の拡充発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。
- 2 公立・自治公民館の運営についての研究
 - 3 指導者の養成研修
 - 4 公民館相互の情報交換と連絡調整
 - 5 調査および視察研修
 - 6 その他、会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

- 第5条 本会は、県内の公立公民館ならびに自治公民館をもって組織する。

第4章 役 員

- 第6条 本会は、次の役員を置く。
会長 1名、 副会長 2名、 理事 14名、 監事 2名
- 第7条 本会の役員は次の職務を行う。
- 2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、本会の会務を審議決定するとともに会務を執行する。
 - 5 監事は、本会の会計事務を監査する。
- 第8条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。
- 2 会長および監事は総会で選出する。
 - 3 副会長は理事の互選により選出し、総会において承認する。
 - 4 理事は公立公民館代表7名、自治公民館代表7名とする。
- 第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第5章 事 務 局

- 第11条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、次の職員を置く。
- 2 事務局長 1名、事務局次長 2名、書記 3名、書記会計 1名
 - 3 事務局長は、会長が委嘱し、本会の事務を処理する。
 - 4 事務局次長・書記・書記会計は、会長が委嘱し、その任にあたる。

第 6 章 会 議

- 第 1 2 条 本会の会議は、総会ならびに理事会および公立公民館部会、自治公民館部会とし、会長がこれを招集する。
- 第 1 3 条 総会は毎年 1 回行う。ただし理事会から要求のあったとき又は会長が必要と認めたときは、臨時にこれをひらくことができる。
- 第 1 4 条 総会は、各市町村公立公民館代表ならびに、各市町村自治公民館連絡協議会代表で構成する。
- 第 1 5 条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を審議承認する。
- 2 年度事業計画および収支予算
 - 3 年度事業報告および収支決算
 - 4 会則の改正
 - 5 役員の承認
 - 6 その他理事会において必要と認めた事項
- 第 1 6 条 理事会は必要に応じて、会長が招集する。
- 第 1 7 条 総会および理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数によって議決する。

第 7 章 会 計

- 第 1 8 条 本会の経費は、各市町村負担金、会費（自治公民館負担金）、県費補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 1 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

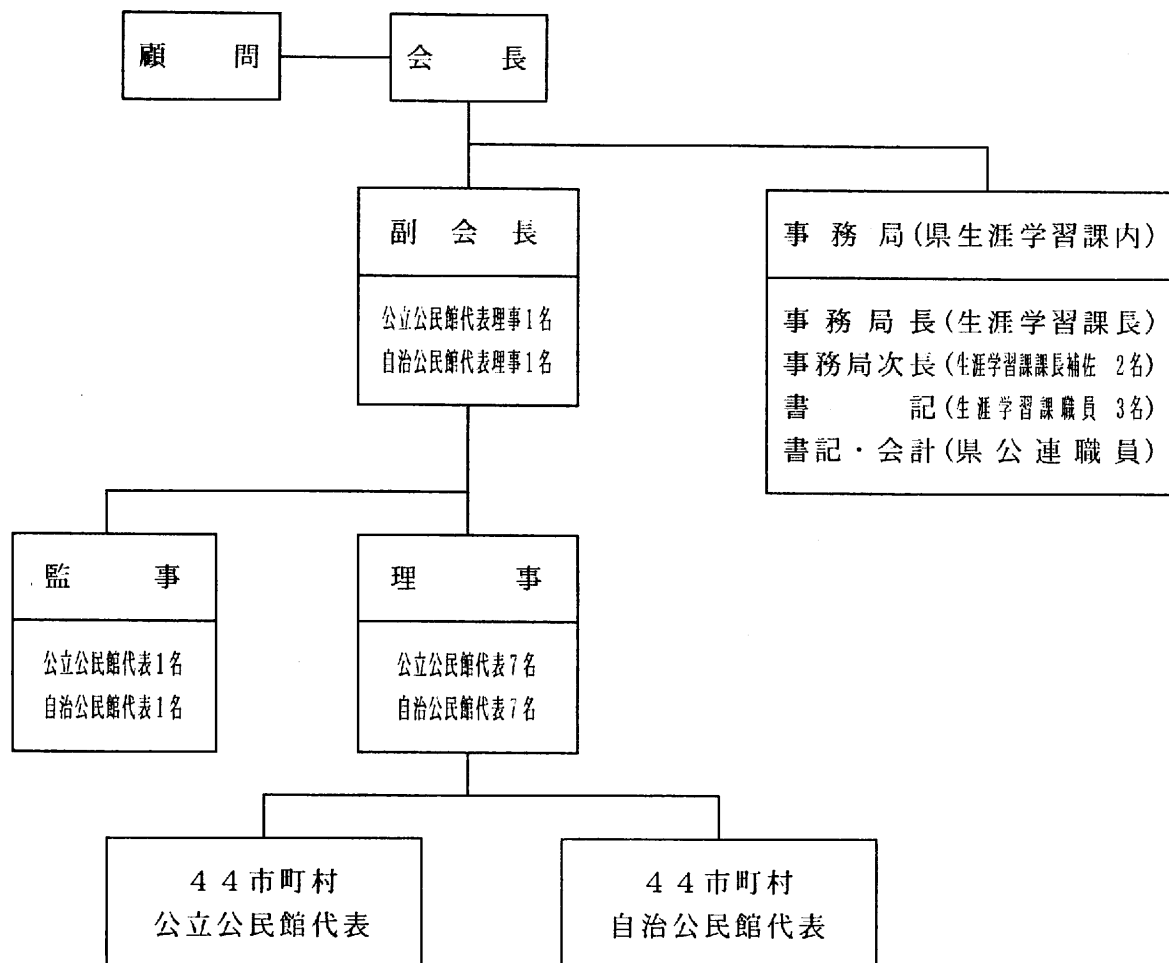
本会の運営上必要な細則は、理事会の議決によって定める。

本会の規約改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を要する。この会則昭和 47 年 5 月 12 日より施行する。

この会則は昭和 52 年 5 月 31 日一部改正

この会則は昭和 63 年 5 月 20 日一部改正

4 宮崎県公民館連合会組織図



- ※ 理事会 - 会長、副会長2名 (理事と兼務)
理事 (公立公民館代表 - 7名、自治公民館代表 - 7名)、事務局
- ※ 定期総会 - 会長、副会長、監事、44市町村公立公民館代表、
44市町村自治公民館代表、事務局

5 宮崎県公民館連合会表彰規定・要綱

(1) 功労者表彰規定

第1条 この規定は、宮崎県の公民館振興に寄与し、その業績著しく人格識見ともにすぐれた者に対して適用する。

第2条 功労者表彰は、次の条項に該当する者を対象とし、選考委員会で決定する。

- (1) 県公民館連合会（以下「県公連」という）役員として継続又は通算して5年以上勤務し、その育成強化に努めた者。
- (2) 市・郡・町・村公連役員（3役以上）として継続又は通算して5年以上組織強化に献身的に努めた者。
- (3) 過去に功労者表彰を受けた者を推薦する場合は、表彰後5か年を経過していること。

第3条 表彰者に対する褒賞は、表彰状並びに記念品とする。

第4条 授賞は、原則として公民館フェスタにおいて行う。

第5条 県公連は、該当者の推薦を県教育委員会に依頼する。

第6条 推薦手順は次のように定める。

- (1) 第2条に定める該当者がある場合は、県公連及び郡公連は県教育委員会に、市・町・村公連は市町村教育委員会に、指定する期日までに別紙様式により推薦する。
- (2) 市町村教育委員会は、当該教育事務所に推薦書を提出する。

第7条 選考委員会は、県公連理事会をもってかえる。

第8条 本規定は、昭和51年3月4日より施行する。

附

則

この規定は、平成4年5月6日より改正する。

この規定は、平成7年5月30日より改正する。

この規定は、平成8年5月29日より改正する。

この規定は、平成9年5月28日より改正する。

この規定は、平成11年5月26日より改正する。

(2) 優良自治公民館報表彰要綱

1 趣 旨

自治公民館における広報技術の向上を図るため、特に企画・編集等について優れた作品を優良自治公民館報として宮崎県公民館連合会会長が表彰し、今後の自治公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

- (1) 各自治公民館単位で発行した公民館報であること。
- (2) 発行回数が年4回以上であること。
- (3) 過去に優良自治公民館報として宮崎県公民館連合会より表彰を受けたものを推薦する場合は、表彰後5か年を経過したものであること。

3 推薦の方法

- (1) 各市町村教育委員会は、推薦の条件に該当する自治公民館報について別に定める様式により調査票を作成し、関係教育事務所に提出する。なお、2館以上の場合は推薦順位を付すこと。
- (2) 各教育事務所は、市町村教育委員会の推薦に基づき、順位を付して県公民館連合会に推薦する。

4 選 考

- (1) 県公民館連合会に選考委員会を設け、各教育事務所から推薦された自治公民館報について選考し、県公民館連合会理事会において決定する。
- (2) 選考委員会は次の者をもって構成する。
 - ア 県公民館連合会事務局長
 - イ 自治公民館連絡協議会会長（県理事より） 1名
 - ウ 学識経験者 1名
- (3) 選考委員は県公民館連合会会長が委嘱する。

5 表 彰

表彰は、原則として公民館フェスタにおいて行う。

6 提出書類

※ 推薦館報1館につき

- (1) 被表彰候補自治公民館報調査票 1部
- (2) 前年度に発行したもののうち、最も優れている館報 1点

附 則

この要綱は、平成11年5月26日より施行する。

6 年次別功労者被表彰者・優良自治公民館報被表彰館一覧

【功労者被表彰者一覧】

No. 1

年度	市町村名	被表彰者名	市町村名	被表彰者名
昭和39	北川村	上杉三也	荘内町	花盛林
	延岡市	渡辺継雄	加久藤町	沼田重忠
	日向市	渋谷利男	日南市	井口辰己
	西都市	押川亮通		
昭和40	都城市	鎌田政治	宮崎市	川口武文
	高崎町	米重通夫	宮崎市	横山新一
	日南市	大野岩義	南郷町	山下熊次郎
	宮崎市	西山九州男		
昭和41	日向市	児玉唯治	高千穂町	佐藤勢蔵
	山之口町	下西重雄	宮崎市	尾関藤松
	真幸町	西田景義	日南市	山田常義
	延岡市	甲斐政陽		
昭和42	山田町	瀬戸口実	五ヶ瀬町	毛利為雄
	延岡市	清野誠蔵	日南市	中山栄二
	宮崎市	清水寅雄	えびの市	山中内兼光
	都城市	馬場清輝	諸塚村	黒岩計佐一
	木城町	甲斐二三男		
昭和43	南郷村	黒田棟則	木城村	林愛文
	野尻町	都外川進	山之口町	村岡純秋
	綾町	粕田晴光	高崎町	黒木昭三
	延岡市	金崎福三郎	山之口町	良良夫
	都城市	穩木満衛	日南市	喜多与市
	宮崎市	津江利通	日南市	長津孝
	都農町	福尊雅量	南郷町	山口玄常
	川南町	小森宗典	川南町	大山敏男
	川南町	矢野進		
昭和44	不明			
昭和45	宮崎市	湯地丈明	都城市	倉吉淳一郎
	都城市	吉川三郎	高城町	宮腰吉蔵
	都城市	門松栄太郎	延岡市	片伯部馨
昭和46	都城市	長友哲夫	諸塚村	黒木新
	都城市	来住実雄	延岡市	今田清一
	都城市	鎌田宗平	高千穂町	安在頼一
	山之口町	橋口辰美	川南町	杉尾秀人
昭和47	諸塚村	藤田三鶴	都城市	谷口吉郎
	高崎町	松永貞信	南郷町	山口玄常
	綾町	福満良行	新富町	吉田良治
	日向市	戸高勝	木城町	甲斐二三男
昭和48	都城市	近間一雄	諸塚村	坂元馨
	都城市	深川巖		
	高城町	原口勝嘉	小林市	上ノ蘭辰夫
昭和49	延岡市	原木原重雄	宮崎市	曾根敏陽
	日南市	松本義春	山之口町	谷口衛
昭和50	えびの市	東郷武次		
	山之口町	石尾重義	延岡市	山本一郎
昭和51	西都市	河野義雄	五ヶ瀬町	広本貞美
	宮崎市	児玉藤雄	高原町	福永勲
	綾町	池袋哲哉	高鍋町	斉藤重純
	日南市	河野陽史	延岡市	持原庄之助
	都城市	黒木兼盛	日向市	成合和次郎
	山之口町	乗峯重隆	椎葉村	黒木順市
昭和52	えびの市	上村和敏	高千穂町	永友典夫
昭和53	山田町	二宮文男	新富町	山崎達男
	都城市	瀬尾一男	門川町	野地純太郎
	日南市	蛭原久男	日向市	大橋芳太郎

年度	市 町 村 名	被 表 彰 者 名	市 町 村 名	被 表 彰 者 名
昭和 5 3	宮 崎 市	富 永 忠 晴	延 岡 市	甲 斐 政 陽
	高 原 町	今 西 信 義	高 千 穂 町	飯 野 克 己
昭和 5 4	宮 崎 市	植 村 節 夫	高 原 町	野 崎 芳 男
	北 郷 町	図 師 祐 正	野 尻 町	沢 口 久 義
	都 城 市	学 田 一 郎	西 都 市	堤 厚 人
	高 城 町	園 田 好 吉	椎 葉 村	黒 木 成 松
	小 林 市	時 任 虎 雄	高 千 穂 町	馬 原 市
昭和 5 5	宮 崎 市	児 玉 藤 雄	西 都 市	粉 永 友 清
	綾 町	田 所 三 郎	川 南 町	永 山 末 信
	山 之 口 町	諏 訪 信 雄	門 川 町	内 山 藤 虎
	高 城 町	上 山 稔 助	高 千 穂 町	佐 藤 定 一
	え び の 市	木 野 善 政	五 ヶ 瀬 町	工 藤 定 一
	高 原 町	森 山 実 治		
昭和 5 6	清 武 町	矢 野 正 治	川 南 町	鍋 倉 近 則
	都 城 市	坂 元 中 国 夫	川 南 町	村 井 武 建
	高 城 町	田 中 高 正 弘	延 岡 市	夏 田 丸 計
	山 之 口 町	戸 山 下 德 男	日 向 市	金 丸 計 一
	え び の 市	山 家 永 好 美	諸 塚 村	黒 岩 重 雄
昭和 5 7	日 南 市	家 大 嶋 末 吉	須 木 村	河 野 武 功
	南 郷 町	大 寺 田 正 治	西 都 市	押 川 功 見
	都 城 市	森 田 豊 男	延 岡 市	岡 田 重 広
	都 城 市	野 崎 芳 男	日 向 市	黒 木 重 広
	高 原 町	比 江 島 登 美	門 川 町	和 田 良 弘
昭和 5 8	宮 崎 市	比 江 島 登 美	高 原 町	福 永 良 弘
	日 南 市	青 木 真 彦	高 原 町	児 玉 重 智
	三 股 町	柳 橋 昌 行	高 鍋 町	斎 藤 鬼 六
	都 城 市	黒 木 昌 保	高 鍋 町	山 本 亮 二
	山 之 口 町	坂 元 保 弘	川 南 町	福 本 亮 二
昭和 5 9	高 城 町	福 元 豊 治	椎 葉 村	椎 葉 博 文
昭和 6 0	都 城 市	押 川 良 武	西 都 市	金 丸 美 雄
昭和 6 1	都 城 市	村 上 三 男	日 向 市	米 田 松 美
	高 原 町	辺 木 園 俊	諸 塚 村	黒 木 茂 夫
	須 木 村	安 竹 茂 見	日 之 影 町	橋 本 至
	宮 崎 市	橋 口 金 敏	都 農 町	河 野 春 原
	都 城 市	吉 川 美 水	日 向 市	黒 木 静 弥
昭和 6 2	都 城 市	堀 内 武 德	延 岡 市	山 口 孝 司
	野 尻 町	都 外 川 利 根	椎 葉 村	那 須 正 敏
	高 鍋 町	西 村 満		
	高 岡 町	岩 崎 兼 章	新 富 町	長 友 武 德
	日 南 市	藤 沢 武 則	延 岡 市	甲 斐 伴 幸
昭和 6 3	都 城 市	阿 久 井 良 幸	日 向 市	日 野 利 一
	高 崎 町	今 村 実 雄	高 千 穂 町	広 川 武 市
	高 原 町	下 東 熊 雄		
	南 郷 町	賛 田 定 利	口 向 市	森 田 富 士
	高 城 町	福 元 豊 治	五 ヶ 瀬 町	曾 我 部 善 一
平成 元	え び の 市	菱 刈 静 夫	北 方 町	吉 田 寿 光
	高 岡 町	岩 切 知 見	西 都 市	日 高 定 秋
	都 城 市	坂 元 義 憲	椎 葉 村	椎 葉 直 義
	都 城 市	原 田 政 憲	五 ヶ 瀬 町	山 本 明
平成 2	高 原 町	倉 掛 喜 有		
	宮 崎 市	山 田 利 秋	都 城 市	吉 原 春 雄
	清 武 町	川 越 光 正	え び の 市	濱 川 碧
	日 南 市	佐 藤 端	日 向 市	黒 木 文 雄
平成 3	都 城 市	福 石 歳 朗	延 岡 市	火 宮 訓 温
	宮 崎 市	中 野 隆 一	都 城 市	高 野 光 盛
	綾 町	黒 木 敏 光	小 林 市	井 口 一 男

年度	市町村名	被表彰者名	市町村名	被表彰者名
平成 3	北郷町	高橋好則	川南町	藤原孝士
	都城市	長崎正七		
平成 4	宮崎市	岡島利明	高鍋町	平岡道男
	宮崎市	梶原岩男	延岡市	西山五朗
	都城市	伊地知義夫	諸塚村	尾形森衛
	高城町	淵之上秀雄	五ヶ瀬町	松永松義
	高原町	田口則富		
平成 5	綾町	松井富男	えびの市	境田勝業
	南郷町	阿部孝仙	新富町	新名正垣
	都城市	二分信夫	延岡市	島田高士
	山之口町	中元工禮	日向市	柏田徳司
平成 6	宮崎市	宇羽野克彦	山田町	兒玉収作
	南郷町	多良木正憲	都城市	長濱巖
	日南市	瀬田賀寿男	西米良村	那須正久
	北郷町	藤村武光	日向市	是沢仁吉
	山之口町	中園逸夫	延岡市	年森文憲
	都城市	池脇兼雄	五ヶ瀬町	甲斐光
平成 7	高岡町	首藤光幸	南郷村	黒木文秋
	山田町	園田鐵男	高千穂町	稲葉致
	西都市	黒木富夫		
平成 8	宮崎市	井ノ又種男	えびの市	藤崎睦夫
	田野町	黒木末男	高鍋町	佐伯定金
	南郷町	門口祐喜	南郷村	藤田瑞男
	都城市	下村哲二	高千穂町	谷川雅夫
平成 9	綾町	稲井一郎	南郷町	堀口眞俊
	都農町	金丸洋三		
平成 10	高崎町	松下国英	高鍋町	岩村勉
	高鍋町	阿部喬	高鍋町	江藤榮夫
	木城町	三角左内	日向市	渋谷利男
	東郷町	橋口清		
平成 11	佐土原町	中武正秋	高岡町	内丸正壽
	高城町	永田榮	小林市	田原郁朗
	えびの市	水間靜彦	新富町	倉永芳明

【優良自治公民館報被表彰館一覧】

No. 1

年 度	市町村名	被 表 彰 館 名	市町村名	被 表 彰 館 名
昭和 5 0	宮崎市	祇園町自治公民館	西都市	法元自治公民館
	日南市	星倉山瀬自治公民館	延岡市	一ヶ丘自治公民館
	都城市	上長飯小葛原団地自治公民館	日向市	高砂自治公民館
	えびの市	中原田自治公民館	五ヶ瀬町	第10区自治公民館
昭和 5 1	田野町	ニッ山自治公民館	延岡市	桜ヶ丘自治公民館
	串間市	小路自治公民館	日向市	長江自治公民館
	都城市	大王自治公民館	西郷村	峰自治公民館
	高原町	佐土自治公民館	高千穂町	本組自治公民館
昭和 5 2	不 明			
昭和 5 3	高城町	第4自治公民館	宮崎市	千丈久美原自治公民館
	都城市	姫城自治公民館	延岡市	別府自治公民館
	椎葉村	尾八重自治公民館	日向市	南町自治公民館
昭和 5 4	都城市	久保原自治公民館	日向市	広見自治公民館
	高原町	並木自治公民館	日向市	下原町自治公民館
	延岡市	下平原自治公民館		
昭和 5 5	都城市	祝吉自治公民館	日南市	仮尾溝自治公民館
	都城市	中原・妻ヶ丘自治公民館	野尻町	東猿瀬公民館
	宮崎市	神宮西町自治公民館	高原町	佐土自治公民館
昭和 5 6	都農町	都農町中央公民館	高原町	花堂自治公民館
	日南市	乙東自治公民館	延岡市	一ヶ岡南区自治公民館
	都城市	北原自治公民館	日向市	新町自治公民館
昭和 5 7	都城市	花緑自治公民館	日向市	笹野西自治公民館
	木城町	中椎木自治公民館	北川町	祝子川自治公民館
	延岡市	小野町自治公民館	椎葉村	上椎葉公民館
昭和 5 8	宮崎市	源藤自治公民館	野尻町	東猿瀬自治公民館
	南郷町	中央町自治公民館	西都市	吉田自治公民館
	都城市	並木自治公民館	日向市	北町2区自治公民館
昭和 5 9	不 明			
昭和 6 0	都城市	上川東自治公民館	延岡市	沖田町自治公民館
	都城市	下蓑原自治公民館	日向市	公園通り自治公民館
昭和 6 1	日向市	堀一方自治公民館	都城市	西鷹尾自治公民館
	延岡市	檜山3区自治公民館	都城市	下郡元自治公民館
	西郷村	立石公民館	都城市	立野町自治公民館
	宮崎市	波島自治公民館	えびの市	西川北自治公民館
	宮崎市	昭和公民館	高鍋町	小並自治公民館
	宮崎市	大町公民館	門川町	南町2区自治公民館
昭和 6 2	宮崎市	宝塚公民館	都城市	中蓑原自治公民館
	日南市	星倉山瀬自治公民館	日向市	高松自治公民館
	都城市	祝吉自治公民館	門川町	西栄町自治公民館
昭和 6 3	日南市	大手自治公民館	日向市	笹野西自治公民館
	えびの市	南岡松自治公民館	延岡市	天下自治公民館
平成 元	宮崎市	大塚町下自治公民館	都城市	上水流東自治公民館
	佐土原町	仲町地区公民館	西都市	八木佐野自治公民館
	都城市	八幡自治公民館	延岡市	野地町自治公民館
	都城市	年見自治公民館		
平成 2	宮崎市	上野自治公民館	都城市	山野原自治公民館
	宮崎市	浮田公民館	高崎町	谷川自治公民館
	宮崎市	平和が丘公民館	西都市	吉田自治公民館
	清武町	上木原自治公民館	延岡市	北古城公民館
	都城市	鷹尾4丁目自治公民館		
平成 3	都城市	一万城東部自治公民館	延岡市	上平原公民館
	都城市	上川東1丁目自治公民館	北郷村	小黒木自治公民館
	都城市	久保原自治公民館	北郷村	速日自治公民館
	えびの市	中浦自治公民館	えびの市	東内堅自治公民館
平成 4	宮崎市	生目台東団地自治公民館	延岡市	小野公民館
	都城市	下長飯自治公民館	日向市	向江町公民館

年 度	市町村名	被 表 彰 館 名	市町村名	被 表 彰 館 名
平成 4	都城市	蔵原自治公民館	日向市	下原町公民館
	都城市	北原自治公民館	日向市	花ヶ丘公民館
	西都市	宮の下自治公民館		
平成 5	都城市	千町自治公民館	えびの市	西川北自治公民館
	都城市	高木自治公民館	えびの市	水流自治公民館
	都城市	葛蒲原自治公民館	延岡市	古川公民館
	都城市	南郡元1丁目自治公民館	日向市	新町区自治公民館
	高城町	第13自治公民館	日向市	西草場区自治公民館
	えびの市	南岡松自治公民館		
平成 6	宮崎市	下小松自治公民館	都城市	天神自治公民館
	都城市	南郡元2丁目自治公民館	都城市	中養原自治公民館
	都城市	南鷹尾自治公民館	高鍋町	宮越上自治公民館
	都城市	中妻自治公民館	延岡市	一ヶ岡北区公民館
平成 7	日南市	星倉山瀬自治公民館	都城市	南郡元3丁目自治公民館
平成 8	宮崎市	下南方自治公民館	椎葉村	梶尾公民館
	清武町	かのう台公民館	延岡市	桜園公民館
	都城市	鷹尾自治公民館	延岡市	野地公民館
	都城市	狐塚自治公民館		
平成 9	高岡町	東区自治公民館	都城市	神之山自治公民館
	日南市	南平自治公民館	都城市	北鷹尾自治公民館
	都城市	甲斐元自治公民館	都城市	尻枝自治公民館
平成 10	宮崎市	内海自治公民館	都城市	松之元自治公民館
	宮崎市	みずほ団地公民館	都城市	東・西高木自治公民館
	宮崎市	浮田公民館	延岡市	方財公民館
	日南市	桜ヶ丘公民館	日向市	高松自治公民館
	都城市	大王自治公民館	北川町	深瀬自治公民館
	都城市	鷹尾5丁目自治公民館	北川町	飛石自治公民館
	都城市	霧原自治公民館		
平成 11	宮崎市	生目台西団地自治公民館	都城市	中東原自治公民館
	都城市	早水自治公民館	延岡市	富美山一区公民館
	都城市	都鷹自治公民館	日向市	堀一方自治公民館
	都城市	姫城自治公民館	北川町	祝子川自治公民館

※ 平成8年度までは表彰名は「公民館報コンクール」であった。

7 市町村の公民館設置状況

(平成11.4.1現在)

管内	市町村名	公立施設（教育委員会所管）							自治公民館（組 織）		
		公立公民館			公民館類似施設			合 計	施設有	施設無	計
		中央館	地区館	計	中央館	地区館	計				
宮崎県	宮崎 市	1	12	13	0	6	6	19	178	23	201
	清 武 町	0	1	1	0	0	0	1	35	0	35
	田 野 町	1	2	3	0	3	3	6	51	21	72
	佐土原町	1	0	1	0	31	31	32	75	14	89
	高 岡 町	0	0	0	1	2	3	3	41	0	41
	国 富 町	0	0	0	1	0	1	1	51	10	61
	綾 町	1	0	1	0	0	0	1	22	0	22
南那珂	日 南 市	1	5	6	0	1	1	7	102	18	120
	串 間 市	1	3	4	0	1	1	5	134	19	153
	北 郷 町	0	0	0	1	6	7	7	27	1	28
	南 郷 町	1	2	3	0	0	0	3	17	1	18
北 諸 山 高 山 高 西 諸 高 野 須 児 湯 東 臼 杵	都 城 市	1	11	12	0	2	2	14	163	7	170
	三 股 町	1	9	10	1	5	6	16	30	0	30
	山 之 口 町	1	0	1	0	0	0	1	23	10	33
	高 城 町	1	3	4	0	0	0	4	20	0	20
	山 田 町	0	0	0	1	0	1	1	32	3	35
	高 崎 町	0	0	0	1	2	3	3	39	3	42
西 諸 高 野 須 児 湯 東 臼 杵	小 林 市	1	0	1	0	2	2	3	64	0	64
	えびの市	0	6	6	0	2	2	8	60	5	65
	高 原 町	1	0	1	0	1	1	2	18	3	21
	野 尻 町	1	1	2	0	13	13	15	39	5	44
	須 木 村	0	0	0	1	0	1	1	10	0	10
児 湯 東 臼 杵	西 都 市	1	5	6	0	0	0	6	127	4	131
	高 鍋 町	1	0	1	0	0	0	1	79	5	84
	新 富 町	1	2	3	0	0	0	3	60	1	61
	西米良村	0	0	0	1	0	1	1	8	0	8
	木 城 町	1	0	1	0	0	0	1	34	1	35
	川 南 町	1	6	7	0	0	0	7	6	18	24
	都 農 町	1	0	1	0	0	0	1	44	2	46
東 臼 杵	延 岡 市	1	0	1	0	4	4	5	145	5	150
	日 向 市	1	4	5	0	3	3	8	65	18	83
	門 川 町	1	1	2	0	1	1	3	37	3	40
	東 郷 町	1	0	1	1	0	1	2	11	0	11
	南 郷 村	1	0	1	0	0	0	1	8	0	8
	西 郷 村	1	0	1	0	0	0	1	12	0	12
	北 郷 村	1	0	1	0	0	0	1	11	0	11
	北 方 町	0	0	0	1	0	1	1	26	0	26
	北 川 町	1	0	1	0	0	0	1	17	0	17
	北 浦 町	1	0	1	0	11	11	12	13	0	13
	諸 塚 村	1	0	1	0	0	0	1	15	1	16
西 臼 杵	椎 葉 村	0	0	0	1	0	1	1	10	0	10
	高千穂町	1	2	3	0	1	1	4	53	3	56
	日之影町	0	0	0	1	0	1	1	39	6	45
杵	五ヶ瀬町	1	1	2	1	0	1	3	12	2	14
計9市28町7村		32	76	108	13	97	110	218	2,063	212	2,275

8 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に係る社会教育法等の改正新旧対照表

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（第百三十一条関係）

※公民館関係

改正	現行
（公民館の事業） 第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 （削除） - 一 定期講座を開設すること。 - 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 - 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 - 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 - 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 - 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 第二十八條 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。 （削除） （公民館運営審議会） 第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。	（公民館の事業） 第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 一 青年学級を実施すること。 二 定期講座を開設すること。 三 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 四 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 五 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 六 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 七 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 第二十八條 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。 2 前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。 （公民館運営審議会） 第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置く。但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

(削除)

(削除)

2| 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合に
あつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。

一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関で、第二十条の目的達成に協力するものを代表する者

三 学識経験者

2| 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。

3| 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

4| 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十一条 法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、その役員をもつて充てるものとする。

○公民館の設置及び運営に関する規程（昭和三十四年文部省告示第九十八号）

改

正

現

行

(職員)

第五条 公民館には、館長及び主事を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増加するように努めるものとする。

2 (略)

第五条 公民館には、専任の館長及び主事を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増加するように努めるものとする。

2 (略)

9 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」抜粋

(生涯学習審議会 H10.9.17)

○ 公民館運営審議会の必置規制の廃止と地方公共団体の自主的判断の反映

社会教育法第29条第1項の規定により、公民館に公民館運営審議会を置くこととされている。公民館運営審議会は、公民館の運営に住民の意思を反映するための組織であり、戦後の公民館の発展期において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、住民の意思を反映させる方法については、公民館運営審議会が必ずしも十分に機能しているとは言えないところもあり、地方公共団体が地域の実情に応じてその反映方法を考え、決定できるようにすることが、実質的にその趣旨をより徹底できるものと考えられる。また、同法第30条の規定により、公民館運営審議会の委員構成として、学校の代表者や、社会教育関係団体の代表者などが規定されており、結果的に選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向になるなど、地域の実情、住民の意思を踏まえた運営という観点から見て、これらの規定は、現時点では必ずしも適切とは言えない。

今後は、公民館運営審議会の設置を任意化することとし、その委員構成等についても地域の実情に応じて決めることができるよう弾力化するとともに、地方公共団体の自主的な判断の下に、公民館運営審議会以外の方法による住民の意思の反映の仕組みをも採り得るようにすることが適当である。

○ 公民館長任命の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務の廃止

社会教育法第28条第2項の規定により、公民館長の任命に際して、事前に公民館運営審議会の意見を聞くことが義務付けられている。しかしながら、事前に公民館長という公務員の人事を公民館運営審議会にかけ、意見を聞くことは事実上困難を伴うという実情にあることや、上記のように公民館運営審議会の必置規制を廃止すること等にかんがみ、意見聴取義務を廃止することが適当である。

○ 公民館の基準の大綱化・弾力化と公民館長、主事の専任要件の緩和

「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）は、社会教育法第23条の2第1項の規定に基づき定められている。この基準においては、公民館の設置運営に必要な基準として、必要な施設、設備、職員等が細かく規定されている。しかしながら、公民館は地域に密着した活動が求められる施設であり、画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないことから、今後、こうした基準については、公民館の必要とすべき内容を極力大綱化・弾力化するよう検討する必要がある。

現在、同基準第5条第1項の規定において、公民館には専任の公民館長及び主事を置くことが定められている。公民館長や主事は、公民館の運営において極めて重要な役割を担っており、地域の実情を踏まえ、かつ視野の広い特色ある公民館活動を展開するためには、広く優秀な人材を館長及び職員に求めることが必要であり、基準の大綱化・弾力化を進める中で、この専任要件を緩和することが適当である。

○ 職員の資質向上

今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。社会教育行政において、公民館は、住民と日常的、恒常的に接する社会教育の場であることから、学習機会の提供のみならず地域の課題の調査分析能力や住民ニーズを的確に把握する能力を持つことが期待される。このためには、館長、主事等の公民館の職員が社会教育全般についての広範かつ専門的な知識と経験を持つようにすることが大切であり、社会教育主事講習等により社会教育主事となる資格を取得するなど、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質を向上させていくことが必要である。

あ と が き

現在、本県には、公立・自治合わせて2,493館の公民館がありますが、それぞれの公民館において地域の特性を生かしたさまざまな活動が展開されております。

生涯学習時代を迎え、公民館の果たす役割がますます重要になってきたことは関係者の皆様も御承知のとおりであり、地域住民の公民館に寄せる期待は一層大きいものとなっております。

今回、宮崎県教育委員会では、各種の答申等をもとに、公民館の在り方についての基本的事項、特に地域住民に一番身近な自治公民館の更なる活性化を目指した運営の在り方についてまとめました。

作成にあたり、各県の公民館連合会刊行の手引書等を参考にさせていただき、また一部引用させていただきました。この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

本書が、県内各地域の公民館で職務に携わられる方々に、これからの公民館活動の一層の充実のために、広く活用していただければ幸いです。

参考文献・資料

- ・自治公民館ハンドブック「自治公民館運営の手引」（平成5年8月31日 宮崎県公民館連合会）
- ・宮崎県における生涯学習の振興方策について（平成9年3月 宮崎県生涯学習推進会議報告－建議－）
- ・公民館経営の手引（平成3年11月1日 新潟県公民館連合会）
- ・公民館職員のための公民館ハンドブック（平成6年3月31日 福岡県公民館連合会）
- ・明日のふるさとのために～自治公民館活動の手引～（平成10年3月 長崎県公民館連絡協議会）
- ・進展する社会と公民館の運営（昭和38年3月 文部省社会教育局）
- ・公民館のあるべき姿と今日的指標（昭和42年7月 全国公民館連合会）
- ・生涯教育時代に即応した公民館のあり方（昭和59年3月31日 全国公民館連合会第5次専門委員会）
- ・公民館の整備・運営の在り方について（平成3年6月 生涯学習審議会）
- ・今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（平成4年7月29日 生涯学習審議会）
- ・地域における生涯学習機会の充実方策について（平成8年4月24日 生涯学習審議会）
- ・平成10年版生涯学習・社会教育行政必携（文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編集 第一法規出版株式会社）
- ・公民館に関する基礎資料（平成10年 国立教育会館社会教育研修所）
- ・社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（平成10年9月17日 生涯学習審議会）
- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月 平成11年法律第87号）

明るく住みよい地域づくりをめざして

公 民 館 運 営 の 手 引

平成12年3月

編 集 宮 崎 県 教 育 委 員 会

発 行 宮 崎 県 公 民 館 連 合 会

公民館振興市町村長連盟宮崎県支部

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁生涯学習課内

TEL 0985-26-7244